

## 第6章 計画の推進にあたって

---

## 第6章 計画の推進にあたって

### 1 計画の推進体制

長久手市の障がい福祉施策を推進するためには、市民・障がい関係団体・障がい関係事業者・市の各主体が、情報を共有し、障がい福祉施策に対する理解を深め、協働して取り組むことが重要であることから、以下の組織を活用していきます。

#### (1) 「長久手市障がい者自立支援協議会」の活用

障がい者施策を推進するためには、各主体が共通の認識を持ち、協働して取り組みを推進することが重要なことから「長久手市障がい者自立支援協議会」を活用します。

「長久手市障がい者自立支援協議会」の設置要綱の第2条（所掌事務）には下記事項が明記されています。

- ア 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること
- イ 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- ウ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- エ 地域の社会資源の開発及び質の向上に関すること。
- オ 障がい者基本計画及び障がい福祉計画の策定及び評価に関すること。
- カ 障がい者の差別の解消の推進に関すること。
- キ その他必要と認められる事項

#### (2) 国・県・他市町との連携・協力

障がい福祉施策は、すべての地域や各主体に関わることから、国・県・他市町といった様々な機関と連携・協力します。

#### (3) 庁内の推進体制

本市では、本計画に基づき、障がい福祉施策を推進していくため、庁内の事務局を通じて関係各課の障がい福祉施策に関する事業・施策の実施状況の把握や情報交換を行うなど、全庁的な取り組みを推進します。

## 2 進行管理と管理手法

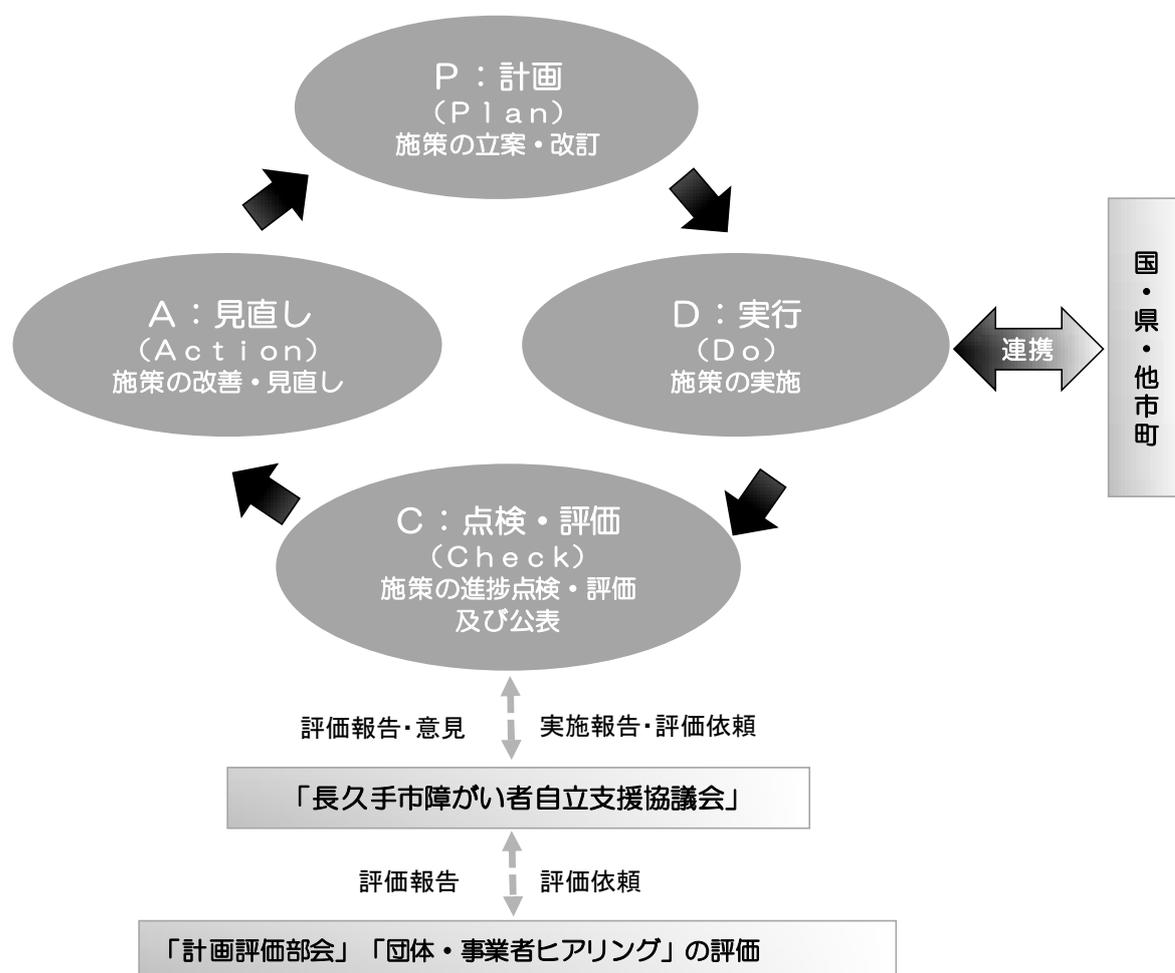
本計画に基づく取組については、管理サイクル（PDCAサイクル）の手法で評価・報告を行います。

障がい福祉施策の取組状況は、定期的に調査、分析及び評価を長久手市障がい者自立支援協議会内に新たに「計画評価部会」を設置し、毎年度計画の進捗状況について評価します。あわせて、「団体・事業者ヒアリング」を実施し、計画を推進する上での課題等を明らかにします。

この結果を障がい者自立支援協議会に報告し、意見を求めます。

その協議会からの意見を踏まえ、計画の見直しを行います。

施策の実施状況については、障がい者自立支援協議会からの意見を含めて、市のホームページ等を通じて公表します。



なお、今回の第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の策定に合わせ、第3次障がい者基本計画の中間見直しを行いました。